

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 5年 6月30日	
(あて先) 旭川市長	
提出者	
住 所 旭川市金星町1丁目1番65号	
氏 名 市立旭川病院	
旭川市病院事業管理者 青木 秀俊	
電話番号 0166-24-3181	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	市立旭川病院
事業場の所在地	旭川市金星町1丁目1番65号
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	一般病院
②事業の規模	病床数 481床
③従業員数	858人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	委託業者による中間処理施設へ運搬・焼却→最終処分場にて埋立て

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)	
1 施設管理者	旭川市病院事業管理者
2 特別管理廃棄物管理責任者	
(1) 感染性廃棄物管理責任者	副 院 長
(2) 感染性廃棄物副管理責任者	看 護 部 長
	経 営 管 理 課 長
(3) 廃油（キシレン）管理責任者	中央検査科技師長
3 産業廃棄物（一般廃棄物）管理責任者	管 理 係 長
4 業務処理担当	
(1) 全体処理管理（主管）	事務局経営管理課管理係
・ 処理責任者	管 理 係 長
・ 委 託 関 係	管 理 係 主 査
(2) 分別管理（発生部署）	廃棄物を発生排出する各部署
・ 分別責任者	各部署の管理者及び責任者

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（キシレン）
	排 出 量	54.35 t	0.84 t
	（これまでに実施した取組） ・ 分別の徹底 ・ 感染対策委員会の設置と定期開催 ・ 感染性廃棄物のマニュアルの作成		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（キシレン）
	排 出 量	146.00 t	0.96 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 分別の徹底 ・ 感染性廃棄物マニュアルの感染対策委員会を通じた院内周知の徹底		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物: 感染対策委員会を通じた感染性廃棄物マニュアルによる院内周知の徹底
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物: 感染対策委員会を通じた感染性廃棄物マニュアルによる院内周知の徹底

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	－	－
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	－	－
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	－	－
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	－	－
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	-	-
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（キシレン）
	全処理委託量	54.35 t	0.84 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
	・適切な分別を行い、委託会社と連携を密にして関連法令を遵守し処分を行っている。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（キシレン）
	全 処 理 委 託 量	1 4 6 . 0 0 t	0 . 9 6 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・適切な分別を行い，委託会社と連携を密にして関連法令を遵守し処分を行う。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。